主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人岡部勇二の上告理由について。

原判決には何等所論の違法はない。所論は独自の見解に立つて原判決を非難する に過ぎず、論旨は採用に値しない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 松
 田
 二
 郎

 裁判官
 岩
 田
 誠

 裁判官
 大
 隅
 健
 一
 郎